

◎ 介護給付適正化の位置づけ（改正介護保険法第117条第2項、第118条第2項）

⇒ 市町村介護保険事業計画に介護給付適正化に関する取組施策と目標を定める、都道府県介護保険事業支援計画に市町村支援に関する取組施策と目標を定める

○ 現状と課題

◎ 介護給付適正化の基本

・介護サービスを必要とする人（以下「受給者」という。）を適正に認定した上で、適切なケアマネジメントにより受給者が真に必要なサービスを見極め、事業者がルールに従って適正にサービスを提供するよう促すこと

◎ 適正化事業の実施状況

・人員体制や専門性を有する職員の確保等の問題から、適正化主要5事業すべての実施に至っていない区市町村があるほか、個々の事業の取組内容には差がある状況

◎ さらなる適正化事業の推進

・適正化が新たに法律上位置づけられたことから、これまで以上に取組を推進し、利用者の自立支援に役立つサービスを、健全な財政の下で過不足なく提供し、介護保険制度の持続可能性を高め、利用者保護を推進することが必要

○ 施策の方向（都による適正化事業の推進）

◎ 東京都による保険者支援の取組

【重点支援①】要介護認定の適正化 【重点支援②】ケアプランの点検
 【重点支援③】縦覧点検・医療情報との突合の保険者職員との共同による試行実施（新規）

◎ 東京都国保連合会と連携した保険者支援の取組

● 介護給付適正化に資する情報提供と各種支援
 ・介護給付適正化システム等の活用方法に係る研修の実施
 ・介護情報WEBシステムの活用方法周知、ニーズに合った改修 等

◎ 東京都福祉保健財団と連携した保険者支援の取組

● 指定市町村事務受託法人事業や福祉情報提供事業等による支援
 ・保険者が実施する指導検査への支援を推進
 ・財団のノウハウを活用し、福祉用具貸与や住宅改修に係る講習会等を実施 等

○ 施策の方向（保険者による適正化事業の推進）

介護給付適正化主要5事業+1

要介護認定の適正化

◆事業実施の基本的考え方
全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施される（要介護認定の平準化）

縦覧点検・医療情報との突合

◆事業実施の基本的考え方
報酬請求が誤っている可能性の高い事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促す

ケアプラン点検

◆事業実施の基本的考え方
保険者と介護支援専門員が協力してケアプラン点検を適切に実施することで、自立支援に資するケアマネジメントを達成する

介護給付費通知

◆事業実施の基本的考え方
受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を保険者と共有する

住宅改修・福祉用具点検

◆事業実施の基本的考え方
受給者の実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修・福祉用具の利用を排除し、適切な住宅改修・福祉用具の給付がなされる

給付実績の活用

◆事業実施の基本的考え方
給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る



保険者に標準的に期待する目標の設定（別紙）

・地域包括ケア「見える化」システム等による自己分析を行い、重点的に取り組むべき分野を明確にするなど、地域の状況を十分に踏まえた上で、実施目標を設定する。
 ・主体的かつ可能な限り具体的に設定する。特にケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検については、何を点検対象とするかの考え方を明確にする。